

令和5年度 横浜市泉区地区センター

指定管理者選定委員会

選定結果報告書

令和5年8月

1 経緯

横浜市新橋コミュニティハウスの指定管理者の選定については、横浜市泉区地区センター指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）により、応募者から提出された応募書類の内容審査及び公開による面接審査を行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定しましたので、ここに選定結果を報告します。

2 公募対象施設

横浜市新橋コミュニティハウス

3 指定期間（第4期）

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

4 選定委員会 委員

| | | |
|-----|--------|---------------------|
| 委員長 | 柴田 直子 | 神奈川大学法学部教授 |
| 委員 | 石井 マサ子 | 泉区民生委員児童委員協議会会長 |
| | 金子 公紀 | 泉区シニアクラブ連合会前会長 |
| | 清水 隆男 | 泉伝統文化保存会副会長 |
| | 長谷 繁 | 税理士（東京地方税理士会戸塚支部所属） |

5 指定候補者 選定の経過

| 経過項目 | 日程 |
|--|-------------------------|
| ◆第1回選定委員会（傍聴者0名） ・公募関係書類、審査基準等の決定 | 令和5年5月11日（木） |
| 公募の周知及び公募要項の公開 | 令和5年5月26日（金） |
| 応募者説明会及び現地見学会 （申込団体2団体、出席団体2団体、各1名） | 令和5年6月2日（金） |
| 公募に関する質問受付（1団体、6問） | 令和5年6月5日（月） ～6月9日（金） |
| 公募に関する質問回答 | 令和5年6月23日（金） |
| 応募書類の受付（1団体） | 令和5年7月6日（木） ～7月7日（金） |
| ◆第2回選定委員会（傍聴者0名） ・面接審査、指定候補者の選定 | 令和5年7月31日（月） |

◆は選定委員会

6 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市新橋コミュニティハウス指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）において定めた「横浜市新橋コミュニティハウス指定管理者選定の評価基準項目」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、面接審査において、応募団体からの提案説明を受け、委員による質疑を行い、指定候補者を選定しました。

なお、評価は、各委員が170点満点（加減点項目10点を含む）で採点しています。

また、最低基準点は、加減点項目を除いた出席委員の合計点（委員5人合計で800点）の6割以上（委員5人合計で480点以上）とし、最低基準点に満たない場合は、応募団体が1団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行うこととしました。

7 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」を有し、「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

8 応募団体

特定非営利活動法人中川コミュニティグループ（1団体）

9 選定結果

審査の結果、公募要項に定める指定候補者となるための最低基準点を満たしているため、次の団体を指定候補者と決定しました。

| 指定候補者 | 合計点 |
|---------------------------|---------------------------------------|
| 特定非営利活動法人 中川コミュニティグループ | 779点／850点 (加減点項目を除いた合計点：729点／800点) |

※評価基準項目別の評点結果は別紙のとおり

10 審査講評

指定候補者は自治会・町内会が母体になっており、地域のことを熟知していることが非常に強みであり、現在の指定管理者でもあることから、これまでの実績をもとに安定した施設運営が期待できる提案がなされていました。

他施設よりも自主事業が充実している一方で、高価な参加費の事業も見受けられた。一部の自主事業について、講師代は委託料、材料費は参加者負担のため仕方ないかもしれないが、材料を工夫するなどして、誰でも気軽に参加できるような価格設定にしていだけると、より良いのではと考えます。

財政状況についても健全であり、施設の管理運営に関する実績も豊富であると評価できますので、これまでのノウハウを継続できる担い手を地域で上手く育てていただきたい。

コロナにより利用者数が落ち込み、各施設が模索する状況の中で、提案内容を着実に実施していただき、地域の居場所となるような身近な施設としての施設運営を一層推進していただくことを期待します。

横浜市新橋コミュニティハウス指定管理者 選定結果(評点集計表)

別紙

| 評価基準項目 | | 配点 (5人合計) | 特定非営利活動法人 中川コミュニティグループ |
|--------------------------|--|--------------|---------------------------|
| 1 基本条件の理解度 | | 50 | 48 |
| 1-1 | ・「施設の設置目的」や「区役所の施策上の施設の位置付け」及び施設内容、機能等を適切に理解し、これを踏まえた管理運営の提案がなされているか。 | 25 | 24 |
| 1-2 | ・「地域特性」を適切に理解し、地域ニーズを踏まえて、地域コミュニティの醸成や地域の連携に繋がる管理運営の提案がなされているか。 | 25 | 24 |
| 2 公平性 | | 50 | 46 |
| 2-1 | ・全ての利用者に対して公平な利用機会の提供が可能となっているか。 | 50 | 46 |
| 3 安定性・安全性 | | 200 | 177 |
| 3-1 | ・団体の経営状況、社内体制、業務実績が本業務遂行上問題の無いものであるか。 | 25 | 25 |
| 3-2 | ・安定的な管理運営を継続できる職員体制が取られているか。 | 25 | 22 |
| 3-3 | ・個人情報保護その他の法令遵守体制について明確に示され、職員の業務習熟、資質向上のための研修が十分に行われる計画となっているか。 | 25 | 22 |
| 3-4 | ・市(区)防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を果たす計画となっているか。 ・地域と連携した日常的な防災への取組がなされているか。 | 25 | 20 |
| 3-5 | ・設備の故障、事故、犯罪等を未然に防ぐ管理運営体制が取られ、緊急時の対応や危機管理の対応が具体的に計画されているか。 | 50 | 44 |
| 3-6 | ・安全かつ安定した施設及び設備の維持管理計画、長寿命化に貢献する修繕計画となっているか。 ・建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。 | 50 | 44 |
| 4 運営の実施効果 | | 75 | 73 |
| 4-1 | ・地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させる具体的な取組などが提案され、コミュニティハウスの基本理念を効果的に達成する運営計画となっているか。 | 50 | 50 |
| 4-2 | ・利用者数、施設稼働率の向上に対し、有効な対策が示されているか。 | 25 | 23 |
| 5 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組 | | 100 | 90 |
| 5-1 | ・利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、施設運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。 | 50 | 46 |
| 5-2 | ・利用者サービスを向上する取組について、具体的かつ現実的な提案がなされているか。 | 50 | 44 |
| 6 効果的な自主事業展開 | | 100 | 87 |
| 6-1 | ・コミュニティハウス自主事業の趣旨に沿った計画となっており、地域住民の自主的活動や相互交流の促進が具体的に見込める提案内容となっているか。 | 25 | 22 |
| 6-2 | ・内容が多岐に渡り、幅広い層の住民が参加できる計画となっているか。 | 25 | 22 |
| 6-3 | ・質の高い事業を行う工夫が行われているか。 | 25 | 22 |
| 6-4 | ・地域住民が参加しやすい参加費設定を基本としているか、多彩で魅力的な事業の実施にあたっては妥当な参加費の設定となっているか。 | 25 | 21 |
| 7 効率性 | | 125 | 115 |
| 7-1 | ・施設及び設備の維持管理計画に効率化の工夫が見られるか。 | 25 | 23 |
| 7-2 | ・収支計画は適切か。 | 50 | 48 |
| 7-3 | ・自主事業収入の増収や運営の効率化等により、指定管理料の削減に繋がっているか。 | 50 | 44 |
| 8 積極性、意欲 | | 50 | 49 |
| 8-1 | ・本業務に取り組む姿勢や提案内容に強い意欲、積極性が見られるか。 | 25 | 24 |
| 8-2 | ・横浜市の重要施策の実現に向けて、積極的に取り組んでいるか。 | 25 | 25 |
| 9 感染症等に係る対応 | | 50 | 44 |
| 9-1 | ・利用者が安全に施設を利用することができるよう、感染症拡大防止対策等の具体的な取組が提案されているか。(感染防止対策、施設利用時のルール、施設予約時の工夫等) | 25 | 22 |
| 9-2 | ・コロナ禍等、様々な状況においても適切な対策を実施したうえで、利用者が積極的に利用・参加できるような工夫が凝らされた事業計画となっているか。(自主事業計画含む。) | 25 | 22 |
| 小計 | | 800 | 729 |
| 10 団体の資質・実績【加減点項目】 | | -5 ~ +10 | 50 |
| 10-1 | (現指定管理者が応募した場合) ・区の業務点検による評価や第三者評価の結果等が優秀であり、要求水準を上回っていたか。 ・選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。 | -5,0,5 | 25 |
| 10-2 | ・応募団体は、市内中小企業等(次の①～③)であるか。 ①市内中小企業 ②中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ③地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体 ※②の場合は、代表団体が市内中小企業等であること | 0,5 | 25 |
| 合計 | | 850 | 779 |